

# 建築士資格に係る実務経験の個別の業務に係る検証及び見直しについての意見書

【 日本建築学会 】

No.	業務分類・業務内容	意見	補足（あれば）
1	建築教育	大学で講義を行う教員についても、一級建築士資格を有する教員と一緒に設計演習科目を中心に担当し、高専の全科目を担当できるレベルの知識・技能を有する場合には、実務経験の対象となるようにして欲しい。	工業高校・高等専門学校等と比べて大学では、建築に関する講義の分野の広がり、先進性、高度性などが異なるが、一定の人事交流（異動）もあり、大学教員のみを対象外とするのは適切でないため。
2	研究・開発	建築物に係わる研究について実務経験の対象実務に追加する場合には、口頭発表・講演・論文掲載等のエビデンスを確認することにより、実務経験の対象実務として扱う方針として欲しい。	日本建築学会を含めて建築物に係わる研究成果の発表がなされた論文誌掲載、大会口頭発表、シンポジウム講演等のエビデンスを提出して確認することで、所定の条件の充足を確認する仕組みを構築することが可能である。
3	大学院教育の実務認定	現行制度で認められている大学院修士課程において所定の単位を取得することで1年ないしは2年の実務経験と扱う仕組みは当面は現行のまま維持して欲しい。また、博士課程等に在学している学生が後戻り履修などにより、社会人が科目等履修などにより当該単位を取得することで、1年ないしは2年の実務経験を獲得できること仕組みについても条件を明確にして推進して欲しい。	多くの大学でこの仕組みに基づく科目設置をして運用されており、所定の科目を確認手続きを経て設置し、所定の単位取得に基づき証明書等を発行する仕組みを構築している。また、JABEE建築系学士修士課程の受審の場合については、実務1年に相当する科目の開設を分野別要件として、第3者機関による質保証が行われている。